

「議会基本条例に関する部会」での検討内容のまとめ

◆部会開催実績

令和 2 年 3 月 3 日（火）、2 3 日（月）
5 月 1 1 日（月）

計 3 回

◆検討内容

第 6 条、8 条、1 6 条～3 0 条の条文修正、解説文作成

◆検討結果

第 2 章 議会及び議員

（議長及び副議長）

第 6 条 議会は、議長及び副議長を選挙により選出しなければなりません。

- 議長は、議会の代表者として、公正かつ中立的な立場から議場の秩序を保持し、議事を整理し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければなりません。
- 議長は、前項で定める議会運営の実現のために、必要に応じて調査を行い、任免権者として職員を適切に指揮監督し、議会の事務の円滑な実施に努めなければなりません。
- 前 2 項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。

【解説文】

この条は、議長及び副議長について規定しています。

議会においては、議長及び副議長を、議員の中から選挙により選ぶこととされています。

（地方自治法第 103 条第 1 項）

議長は、議会の代表者として公正で中立的な立場をとり、議場で行われる本会議の秩序を保ち、会議の進行を行うほか、議員の意見を聴き、効率の良い議会運営を行わなければなりません。

その実現のために、区議会事務局の職員を適切に指揮監督し、連絡調整や必要に応じて調査を行うなど全体を統括して、議会の事務が支障なく行われるよう努める役割を担っています。

副議長は、議長が不在のとき、議長が行う職務の全般を代行します。

○主な検討内容

- ・条文見出しの変更
- ・議長及び副議長選挙について条文第 1 項を修正、解説文に追記
- ・副議長の職務代行について条文第 4 項及び解説に追記

第3章 区民と議会

(区民との関係)

第8条 議会は、区民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、区民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとします。

【解説文】

この条は、区民と議会の関係について規定しています。

議会は、区民の様々な意見を幅広く把握し、それを議案の審議・審査及び調査、政策の提案など議会における活動に反映させるよう努めること、また、広報・傍聴などを通じて区民が議会活動に参加する機会を多く持てるよう努めることとしています。

【案】



※関係図の形については再考する予定

○主な検討内容

- ・解説…議会と区民の関係性を表す図を追加することとしたが、継続検討

第5章 議会の会期

(定例会)

第16条 定例会は、杉並区議会定例会の回数に関する条例(昭和31年杉並区条例第13号)の定めるところにより区長が招集し、議決により会期を定めるものとします。

【解説文】

この条は、定例会（定期的に招集される議会の会議）について規定しています。

定例会を開くために議員を招集する権限は区長がっており、「杉並区議会定例会の回数に関する条例」によって年4回招集することが定められています。本条では、区長により招集された定例会は、議決によって会期（定例会の期間）を決定することを明記しています。一度決定した会期を延長する場合も、議決が必要です。

会期は、提案された案件の審議を行うために必要な日数で決定します。予算又は決算を審議する定例会（第1回、第3回定例会）では約35日間、その他の定例会（第2回、第4回定例会）では約20日間を要しています。

※杉並区議会の定例会は、おおむね以下の期間に開催されています。

- 第1回定例会 2月～3月の間
- 第2回定例会 5月～6月の間
- 第3回定例会 9月～10月の間
- 第4回定例会 11月～12月の間

★会議規則第3条（会期）の改正もあわせて行う必要あり

◆定例会の流れ◆

定例会は、本会議→各委員会→本会議の順の日程で進行します。

本会議は、議場に議員全員が集まって行われる全体的な会議で、前半の本会議では、区政全般についての質問とその回答、議案（区長等からの提案案件）の説明を受けるなどの内容で行われます。

委員会は、議案や請願・陳情の実質的な審査などを行います。

区の仕事は多種多様で内容も複雑なため、議案や請願・陳情の審査は原則として部門ごとの委員会に任せ（委員会に任せることを「付託する」といいます。）、効率的に、詳細な議論を行い、結論を出します。委員会への付託を省略する場合は、議決により決定します。

定例会の最終日に再度本会議が開かれ、委員会での審査の結論を報告したうえで、議員全員で賛成・反対の採決（＝議決）を行い、最終的な議会の意思を決定します。

○主な検討内容

- ・解説…文章表記の微調整（ 部分）

(臨時会)

第17条 臨時会は、次の定例会を待たず(※)審議する必要があるときに区長が招集し、議決により会期を定めるものとします。

2 法第101条第2項又は第3項の規定に基づき、区長に対し、次の各号に掲げる場合において臨時会の招集を請求することができます。

一 議長が、議会運営委員会の議決を経て、(※)付議事件を示したとき。

二 議員定数の4分の1以上の議員が、(※)付議事件を示したとき。

3 (※) 前項に規定する臨時会の招集を請求したにもかかわらず、区長がこれを招集しない場合、議長は臨時会を、前項第一号に該当するときは招集することができ、同項第二号に該当するときは招集しなければなりません。

(※) 法務担当に相談が必要

➡ 「審議」、「付議」のどちらかに統一した方が良いか

➡ 第3項の文章は問題ないか

【解説文】

この条は、臨時会（必要に応じて区長が議員全員を招集する議会の会議）について規定しています。

第1項で、臨時会は、閉会中（定例会が行われていない期間）に審議すべき案件がある場合、区長が招集し、議決によって会期（臨時会の期間）を決定することとしています。

第2項では、議会が審議する案件を示し、区長に対して臨時会の招集を求めることができることを明記しています。招集の請求を受けた区長は、請求があった日から20日以内に臨時会を招集しなければなりません。（地方自治法第101条第2項～第4項）

第3項では、区長が招集請求に応じない場合の議長の招集権について明記しています。

臨時会の招集権限は、原則として区長が持っていますが、第2項、第3項の規定は、議会側が必要と認めるときに臨時会を開催することができるよう保障されるものとなっています。

臨時会は、案件の内容によっては委員会を開かず、本会議のみで終了する場合もあります。

○主な検討内容

- ・ 解説…文章表記の微調整（ 部分）

第6章 会議

(本会議)

第18条 杉並区及び議会の最終的な意思は、議場に参集したすべての議員により構成される定例会又は臨時会の会議（以下「本会議」という。）において決定します。

【解説文】

この条は、本会議について規定しています。

本会議は、すべての議員で構成される定例会及び臨時会の会議です。

本会議では、地方自治体である杉並区としての最終的な意思決定（＝団体意思の議決）と、議事機関である杉並区議会としての意思決定（＝機関意思の議決）を行うことを明記しています。

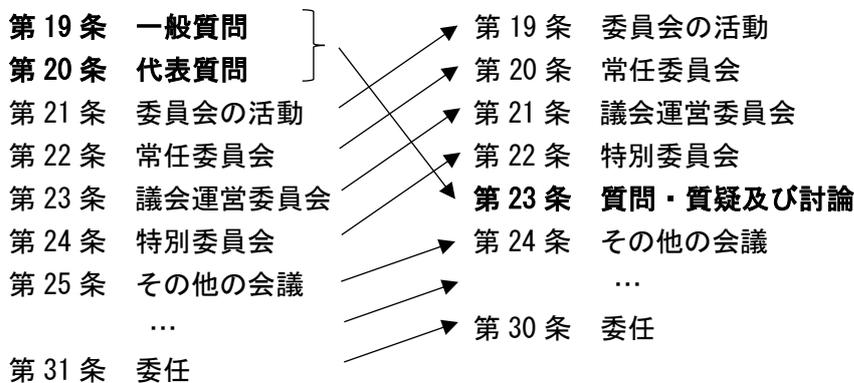
団体意思の議決事項は、この条例の第13条でも定めていますが、条例の制定・改廃、予算、決算、予定金額1億5千万円以上の工事やものをつくる契約を結ぶこと、基本構想（区の最上位の計画）の策定・変更などがあります。

機関意思の議決事項は、代表的なものとして、区の事務の検査や監査の請求に関すること、請願・陳情の採択（不採択）、意見書の提出、決議、議員に対する懲罰（地方自治法、会議規則などに違反した場合のペナルティ）などがあります。

○主な検討内容

- ・ 条文…「自治体又は」→「杉並区及び」に修正
- ・ 1から17条までに「杉並区」又は「区」の表記がある場合には、最初の箇所で、『以下、「区という。』』と規定

○条の構成変更について



(委員会の活動)

第19条 議会は、常任委員会、議会運営委員会を設置するとともに、必要に応じて特別委員会を設置します。

2 委員会は、開催日が重複しないよう相互に調整し傍聴人に配慮するとともに、委員外議員に質疑及び討論の機会を提供するものとします。ただし、緊急を要する場合等、委員長が必要と認める場合はこの限りではありません。

3 委員会は、所管事項の審査又は調査を専門的に行うため、委員長が指名する委員で構成する小委員会を設置することができ、その運営方法については委員会で決定することとします。小委員会において委員は、委員相互の自由討論に努めることとします。

4 委員会は、審査及び調査にあたり、必要と認める場合には分科会及び連合審査会を活用し、委員会運営を行うよう努めるものとします。

5 委員会は、互選により委員長及び副委員長を選出するものとします。

6 委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理し、公平、公正な委員会運営に努めなければならないとします。

7 前項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合について準用します。

【解説文】

この条は、委員会の活動についての原則を規定しています。

委員会は、議案や請願・陳情を実質的に審査したり、区の仕事について調査を行う議会の内部組織です。委員会には常設の常任委員会、議会運営委員会と、必要に応じて設置する特別委員会があります。

第2項は、複数の委員会を同じ日に開催しないよう、開催日を調整することを明記しています。これは傍聴者が参加できない状況を作らないこと、委員外議員（その委員会の委員ではないが、質疑や意見表明を行うために会議に参加する議員）の出席を妨げないことを目的としています。ただし、緊急に審査しなければならない案件がある場合などには、委員長の判断により複数の委員会を開くこともあります。

第3項は、小委員会の設置について明記しています。小委員会とは、委員会の中に設置するもので、特別な事項を審査、調査するために必要に応じて設けられる機関です。小委員会は、委員長が指名する委員で構成され、自由に討論を行い、より実りのある審査、調査に努めることとしています。

第4項は、効果的、効率的な委員会運営のために、必要に応じて分科会、連合審査会を設置するものとしています。（分科会、連合審査会の内容については下記参照）

議案等の実質的な審査を行う委員会は、議会の運営上、重要な役割を担っています。第5項～第7項は、委員会運営のかじ取り役である委員長、副委員長について規定しています。

委員会は、委員長及び副委員長を互選（委員の中から互いに選挙して選ぶこと）で選出します。委員長は、委員会の招集権、開閉権（会議の開会、閉会、休憩を宣告する権限）、会議を進行する権限などを持っており、委員会が公平、公正にかつ円滑に行なわれるよう努めることとしています。

副委員長は、委員長は不在のとき、委員長が行う職務の全般を代行します。

●分科会

委員会で審査する案件の内容が多岐にわたる場合、審査、調査を迅速に行うために委員会内部に設けるもので、必要に応じて設置します。案件をいくつかの分科会に分けて、委員全員を割り振って所属させ、各分科会で審査、調査を行います。

予算や決算を審査する委員会などで、分科会方式を採用する議会もあります。

●連合審査会

議案等の審査を任された委員会が、他の関連する委員会と合同で会議を開くことです。原則としては審査を任された委員会において結論を出すべきですが、議案等の内容が他の委員会の所管事項に関連する場合があります、協議のうえ連合審査会とすることができます。

○主な検討内容

- ・条文…第2項「原則として1日に1委員会の開催とし、」→「開催日が重複しないよう相互に調整し」に修正するなど、2、3項について、わかりやすい表現に一部修正するとともに、4～7項を追加

(常任委員会)

第20条 議会は、本会議の議決により付議された議案、請願等を審査し、区の事務を調査するため、次の常任委員会を設置します。

- 一 総務財政委員会
- 二 区民生活委員会
- 三 保健福祉委員会
- 四 都市環境委員会
- 五 文教委員会

~~2 各委員会の所管事項、委員定数、委員の任期その他委員会に関し必要な基本事項は、別に条例で定めます。~~

【解説文】

この条は、常任委員会について規定しています。

議案や請願・陳情の審査、区の事務の調査のために、部門ごとに5つの常任委員会を設置することを明記しています。常任委員会は常設の委員会で、議員は必ず一つの委員会に所属しなければなりません。

委員会は適切な人数で構成され、議案審査や事務の調査を詳細に行います。

(委員会で実質的な議論を行い、結論を出す方法を「委員会中心主義」といいます。)

常任委員会の所管事項は、区の担当部署により割り振られています。

○総務財政委員会

- ・政策経営部、総務部、会計管理室、選挙管理委員会、監査委員に関する事項
（区の基本的な計画、財政、広報・広聴、防災など）
- ・他の常任委員会の所管に属さない事項

○区民生活委員会

- ・区民生活部、農業委員会に関する事項
（戸籍、住民票、地域活動、税金、文化交流、スポーツ振興、産業振興、農業など）

○保健福祉委員会

- ・保健福祉部、子ども家庭部に関する事項
（保健・衛生、福祉、健康保険、保育園、子育て支援、青少年育成など）

○都市環境委員会

- ・都市整備部、環境部に関する事項
（都市計画、住宅、道路、公園、自転車対策、ごみ、環境など）

○文教委員会

- ・教育委員会に関する事項
（学校、図書館、生涯学習、文化財など）

○主な検討内容

- ・条文…委任規程の第2項を削除

（議会運営委員会）

第21条 議会は、議会運営の円滑化を図るとともに、議会の運営に関する事項について調査及び審査を行うため、議会運営委員会を設置します。

~~2 委員定数、委員の任期その他議会運営委員会に関し必要な基本事項は、別に条例で定めます。~~

【解説文】

この条は、議会運営委員会について規定しています。

議会運営が円滑に行われるよう、本会議での議事進行や議会運営全般について調査及び審査を行うため設置することを第1項で明記しています。議会運営に関すること以外にも、会議規則、委員会条例に関すること、議長の諮問（議長が意見を求めること）に関することを所管しています。

※議会運営委員会の内部組織として「議会運営委員会理事会」があります。

理事会は、委員長及び委員の代表者で構成され、議会運営委員会の運営等について協議や調整を行っています。

○主な検討内容

- ・条文…委任規程の第2項を削除

(特別委員会)

第22条 議会は、審査及び調査の充実を図るため、必要に応じて議決により特別委員会を設置します。

~~2 次の事項については、その重要性に鑑み、議員全員で構成する特別委員会を設置するものとします。~~

~~一 当初予算の審査について 予算特別委員会~~

~~二 決算の審査について 決算特別委員会~~

~~三 その他本会議の議決により必要と認める事項~~

【解説文】

この条は、特別委員会について規定しています。

特別委員会は、特定の案件の審査・調査を行うために必要に応じて設置される委員会で、設置するためにはその都度議決が必要です。

区の予算や決算を審査する際にも、毎年、特別委員会が設置されています。(予算特別委員会・決算特別委員会)。予算、決算の審査は区政全体に関わる事項のため、杉並区議会では全議員が委員となっています。

議員全員が委員となる特別委員会としては、「基本構想に関する特別委員会」(平成24年)、「自治基本条例及び区民等の意見提出手続条例に関する特別委員会」(平成21年)などが設置されました。

○主な検討内容

- ・条文…第1項に「議決により」を追加

予算・決算特別委員会が常設の委員会に見えてしまうことから第2項を削除

(質問・質疑及び討論)

第23条 議員は、本会議において、議長の許可を得て、区政一般に関する質問並びに提出された議案等に関する質疑及び討論(以下「質問等」という。)を行うことができます。

2 議会は、区の重要事項に関する論点を明らかにするため、区長の所信表明及び予算編成方針に対し、本会議において区長等に代表質問を行う機会を設けます。

3 前2項に規定する質問等を行う場合は、議長にあらかじめ通告しなければなりません。ただし、やむを得ないときはこの限りではありません。

4 委員会の委員は、委員会において委員長の許可を得て、議題について質疑を行い、意見を述べることができます。

【解説文】

この条は、本会議及び委員会において行われる質疑、質問、討論について規定しています。

第1項は、本会議における区政一般に関する質問（＝一般質問）、議案や区の報告案件に対する質疑及び討論について明記しており、いずれも議長の許可を得て行うことができます。

●一般質問とは、議員が、区政全般にわたって、区の事務の執行状況や将来に対する方針などについて質問を行い、区長等の見解を求めるもので、提出された議案に限らず質問することができます。

議会は区長等が行う仕事を監視する機能を持っていることから、議員には一般質問を行う権利が認められており、定例会中に限って行うことができます。（1定例会中に1回行うことができます。）一般質問は、質問するだけでなく、議員自らが政策を提言し、それに対する区長等の見解を確認する側面もあります。

●質疑とは、本会議での議案の説明、区からの報告案件の内容について提出者に尋ねること、特定の案件について行うものです。

●討論とは、議題となっている案件について、議決の前に賛成か反対か自分の意見を表明することです。

第2項は、代表質問について明記しています。

代表質問は、所定の事項について会派の代表者が質問を行う制度です。区長が行う所信表明、各年度当初予算案の編成方針については、一定数（現在4人以上）の議員が所属している会派の中で質問事項を調整し、その代表者が質問を行うこととしています。

第3項は、質問、質疑、討論を行う際、原則としてあらかじめ議長に発言の要旨などを通告することを明記しています。これは、議長が発言者の人数や要旨を事前に確認することで、発言の順番を定め、議事日程の調整を行うなど、効率的な議会運営を図ることができるようにするためのものです。

第4項は、委員会における規定で、委員は委員長の許可のもと議題について質疑を行い、意見を述べることができます。

○主な検討内容

- ・ 条文…もとの19条（一般質問）と20条（代表質問）を統合・移動し、23条（質問・質疑及び討論）の条見出しに修正
質問、質疑、討論について1つの条で記載

(その他の会議)

第 24 条 議会は、法第 100 条第 12 項の規定に基づき、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための会議を置くことができます。

【解説文】

この条は、協議又は調整を行うための会議について規定しています。

議会活動は本会議や委員会活動のほか、平成 20 年の地方自治法改正により、議案審査や議会の運営に関して協議又は調整を行う会議も正規の議会活動として位置付けられました。(地方自治法第 100 条第 12 項)

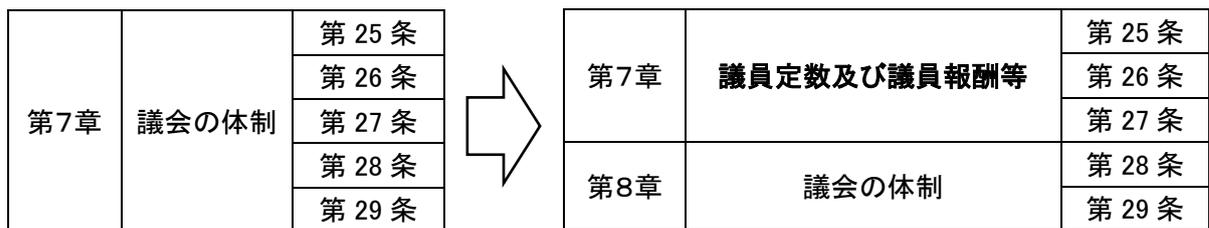
杉並区議会では会議規則第 125 条で必要な事項を定めており、主な会議としては、全員協議会(区政の重要事項や議会の運営について、議員全員で協議、調整を行う)、広報委員会(議会の広報紙の編集に関して協議・調整を行う)、政務活動費調査検討委員会(政務活動費の使い道に関して協議・調整を行う)などがあります。

○主な検討内容

- ・条文…第 1 項「全員協議会等を設置するものとします。」としていたものを削除
根拠法令である地方地自法について記載
委任規程の第 2 項を削除
- ・解説…設置根拠である地方自治法、会議規則について記載し、主な会議体を 3 つ例示

第 7 章 (案) 議員定数及び議員報酬等

○新たな章建てについて



(議員定数)

第 25 条 議員定数は、区政の現状、社会情勢の変化、区民意見等を考慮し、杉並区議会議員定数条例(昭和 61 年杉並区条例第 35 号)で定めます。

【修正案(条文)】

議員定数は、第 3 条で定める議会の基本理念を実現するために適切な人数とすることを基本とし、杉並区議会議員定数条例(昭和 61 年杉並区条例第 35 号)で定めます。

【解説文】

杉並区議会議員の定数は現在 48 人で、杉並区議会議員定数条例で定めています。議員定数は、区政の現状（区の人口や解決すべき課題など）、社会情勢（少子高齢化、経済格差の問題など）、区民の意見などを総合的に判断しています。

【修正案（解説）】

議員定数は、本条例の第 3 条で定める基本理念である「区民の信託に応えるため、公平かつ公正な議論を尽くす」議会活動を実現するために適切な人数とすることを基本の考えとすることを明記しています。現在の定数は 48 人で、杉並区議会議員定数条例により定められています。

○主な検討内容

条文…定数の根拠を、議会で議論していない現状がある中、網掛け部分の理念的文言を入れるのは難しいとの意見などがあり、原文のままとするか、網掛け部分を削除するか、修正するか、全文削除するか継続検討
委任規程の第 2 項を削除

（議員報酬）

第 26 条 議員報酬は、区政の現状、社会情勢等の変化を考慮するとともに、(※) 学識経験を有する者等の意見を参考にし、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年杉並区条例第 20 号）で定めます。

【修正案（条文）】

議員報酬は、区政の現状、社会情勢等の変化を考慮するとともに、(※) 区内の公共的団体の代表者等の意見を参考にし、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年杉並区条例第 20 号）で定めます。

【解説文】

「杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で、議員報酬及び欠席日数に応じた減額について定めています。

報酬額は「杉並区特別職報酬等審議会」において、職務責任、民間企業や他の公共団体の給与とのバランス、物価などの社会情勢に基づいて議論され、その結論を踏まえて条例で定めることとされています。

◆杉並区特別職報酬等審議会◆

区議会議員、区長、副区長、教育長、常勤監査委員の給料の額について審議する機関で、区の公共的な団体の代表者や公認会計士、区民などで構成されています。審議した結果は、意見として区長に答申されます。

○主な検討内容

条文…25 条と同様に議員報酬のあり方について議会で議論していない中、網掛け部分の表現の仕方について、原文のままとするか、網掛け部分を削除するか、修正するか、全文削除するか継続検討

(※) は第三者機関である報酬審を指しているが、表記の仕方について継続検討

(政務活動費)

第 27 条

【条文】

もとの条文案	修正案
会派又は議員は、政務活動費を活用して調査研究等を行い、議会の活性化及び議員の活動強化に努めなければなりません。	政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、 使途の透明性を確保 した上で、政務活動費を適正に活用して調査研究等を行い、議会活動の充実に努めるものとします。
2 会派又は議員は、政務活動費の適正な執行に努め、その使途について区民に対する説明責任を果たさなければなりません。	
3 議長は、議会の意見を取りまとめ、議会及び議員と利害関係を有しない学識経験を有する者の意見を聴取して、政務活動費の使途基準を定めるものとします。	2 議長は、議会の意見を取りまとめ、議会及び議員と利害関係を有しない学識経験を有する者の意見を聴取して、政務活動費の使途基準を定めるものとします。
4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関して必要な事項は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年杉並区条例第 26 号）で定めます。	3 前2項に定める政務活動費に関して必要な事項は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年杉並区条例第 26 号）で定めます。

【解説文】

会派又は議員には、政務活動費の交付に関する条例に基づき、調査研究その他の活動に必要な経費として政務活動費が交付されます。

会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、その使途について明らかにすることとしています。また、議長は、使途の透明性を確保するために、学識経験者（弁護士、公認会計士）で構成される政務活動費専門委員会から意見を聴き、議員で構成される政務活動費調査検討委員会にて検討結果をまとめ、政務活動費の使途基準を定めています。

なお、政務活動費の収支報告書や出納簿等は、議会事務局にて閲覧することができます。

○主な検討内容

条文…網掛け部分「説明責任を果たさなければなりません。」の表現が強すぎるのではないかという意見や「議員定数」、「議員報酬」の条と比較するとボリュームがあるとの意見があり、修正案とするか継続検討

第8章 議会の体制

(議会事務局)

第28条 議会に関する事務を処理するため、**法第138条第2項の規定に基づき、議会に区議会事務局を設置します。**

2 議会は、議員の政策形成及び政策提言機能を高めるとともに、円滑な議会運営を推進するため、区議会事務局の調査、法務、その他必要な機能の充実を図るものとします。

【解説文】

議会事務局は、議長の指揮のもとで議会全般に関する事務を行うため、地方自治法の規定に基づき設置されています。

第2項では、議員が政策を作り、あるいは政策を提言する機能を高めるために、事務局が行う調査機能、法務機能などを充実させ、議会活動を補佐する体制を整えていくことを明記しています。

○主な検討内容

条文…第1項に根拠法令を追記

(議会の施設)

第29条 議会活動を行うために、杉並区役所本庁舎内に**議場、委員会室、議長室及び副議長室、議員控室等**を設置します。

【修正案(条文)】

議会活動を行うために、杉並区議会に議事堂を設けます。

【解説文】

もとの解説文案	議事堂とした場合の修正案
議会活動に必要な諸室の設置について明記しています。杉並区議会では、この他にも応接室、会議室、図書室、議会事務局事務室などが設置されています。 これらの諸室のうち、図書室については設置既定(地方自治法第100条第19項)があり、必ず設置しなければならないとされています。	議会活動に必要な議事堂を設けることを規定しています。 議事堂とは、議会の活動のために設けられているすべての場所のことで、議場、傍聴席、委員会室、議長室及び副議長室、議員控室、図書室、議会事務局事務室などがあります。 これらの諸室のうち、図書室については、地方自治法第100条第19項により設置が義務付けられています。

○主な検討内容

条文…網明け部分を「議事堂」と表記するのはどうかとの意見があり、継続検討

第9章 補則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

○主な検討内容

いくつかの条で記載されていた委任規程を削除し、新しく第9章「補則」第30条(委任)として、章及び条建て